

ISO 18436-4 準拠
機械状態監視診断技術者（トライボロジー）
訓練機関応募案内（カテゴリ 用）

一般社団法人日本機械学会
イノベーションセンター 技術者資格事業委員会
機械状態監視資格認証専門委員会
トライボロジー訓練機関認定小委員会

ISO 18436-4 準拠

機械状態監視診断技術者(トライボロジー)資格認証について

前 文

ISO9000 および 14000 シリーズで、工場の品質管理および環境管理に関する認定制度を制定しましたが、さらにグローバル化を進めるために、次のステップとして技術者の技術レベルの品質管理を目的とした認証制度が制定されました。この認証制度は、機械共通の技術である状態監視と診断の技術レベルを国際的に標準化し、認証された技術者の測定および診断結果を世界的に同じ品質とするものです。その第 2 段として、ISO では、機械状態監視診断技術者に関する認証制度の骨格と、トライボロジー技術者の認証に関する規定が 2008 年 10 月に ISO18436 Part-4 として正式に発行されました。

その結果、機械設備の状態監視、点検、診断、保守がグローバル化され、国際的に事業を展開できるようになる反面、我が国も資格認証制度構築に遅れをとると、海外の競合会社に仕事を奪われてしまうことになりかねません。したがって、ISO18436 に基づく、機械状態監視診断技術者(トライボロジー)の育成が不可欠のものとなっています。

一方、技術者の流動化に際して、資格は技術者が適切な評価を得るための大きな要素の一つであり、当該資格制度は、このような社会的なニーズに応えるものです。欧米では、早くから同様の資格認証制度もが存在しており、我が国でも早急に普及させることが強く望まれます。そのためには、この資格認証制度の一翼を担う訓練機関の位置付けは非常に大きく、その充実が必要です。

このような状況のもと、我が国の機械系技術者の代表団体である一般社団法人日本機械学会および社団法人 日本トライボロジー学会は「ISO18436-4 準拠 機械状態監視診断技術者(トライボロジー)認証制度」の構築し、2009 年 10 月に第一回認証試験を実施致しました。今後の認証制度の継続、拡充に際して、ISO18436 -4 に基づいた訓練機関の認定を以下の要領で実施することと致します。

つきましては、主旨を十分にご理解頂き、ご検討の上、是非 ISO 18436-4 準拠 機械状態監視診断技術者(トライボロジー)資格認証訓練機関に応募いただき、資格認証制度構築と診断技術者の普及、育成に貢献いただきたく、厚くお願い申し上げます。

一般社団法人日本機械学会 イノベーションセンター 技術者資格事業委員会
機械状態監視資格認証専門委員会 委員長 松田 博行

1-1. 応募資格

ISO 国際規格による ISO18436-4 準拠 機械状態監視診断技術者（トライボロジー）訓練機関に応募しようとする法人は、以下の手順に従い応募できます。

(1) 応募は、1 教育訓練機関単位とします。

事業所は、本応募案内の添付資料 1 - 4「訓練および認証に関する要求事項 (ISO 18436-4)」および添付資料 1 -5「訓練機関および訓練課程に関する要求事項 (ISO 18436-3)」に記載された要求事項に合致していることが条件となります。

(2) カテゴリ の訓練機関としての応募は、既にカテゴリ の訓練機関として登録された事業所であることが必要です。

1-2. 応募方法

所定の応募申請書に必要な事項を記入のうえ、**2012年5月25日(金)**までに一般社団法人日本機械学会 機械状態監視認証専門委員会 事務局に提出してください。

1-3. 応募申込書の記入について

添付資料 1-2 の「訓練機関申請書類記入要領書」に準じて申請書類 3部を提出ください。

(1) 年月日はすべて西暦で記入してください。

(2) 会社名、事業場名、代表者の役職：公に発表されている正式名称で記入してください。

なお、会社および事業場の英語登録名も、必ず記入してください。

(3) 代表者印を捺印してください。

(4) 既にカテゴリ の訓練機関として認定されている法人(団体)は、カテゴリ の部分を追記(カリキュラム、教官申請書およびチェックリストなど)して申請書類を作成してください。

1-4. 応募辞退について

応募申込み後、応募法人の都合により応募を辞退する場合は、「応募辞退届」を提出してください。

1-5. 機械状態監視認証専門委員会事務局からの文書の発送について

・応募に関する各種案内、応募費用請求書は、連絡担当者宛に発送いたします。

1-6. 応募申込書送付先・問合わせ先

一般社団法人日本機械学会 機械状態監視資格認証専門委員会 事務局

〒160-0016 東京都新宿区信濃町35 (信濃町煉瓦館5階)

TEL: 03-5360-3506

FAX: 03-5360-3509

E-MAIL: joutai@jsme.or.jp

担当者: 村山ゆかり

2. 訓練機関の認定手順

2 - 1 認定の申請

認定を申請する法人(団体)は、一般社団法人日本機械学会 機械状態監視資格認証専門委員会 トライボロジー訓練機関認定小委員会指定の認定申請書に必要な事項をすべて記入し、記名捺印の上、申請書類各3部を提出いただきます。

本委員会にて受領・確認の上申請書類が整備されていればこれを受理し、申請書受理通知書を送付いたします。

2 - 2 認定審査

認定審査には、原則書類審査で行います。

(1) 書類審査

(2) 必要に応じて事務所および教育訓練施設の立会

2 - 3 認定登録

本学会は、認定通知書を送付し、認定登録証を発行いたします。

2 - 4 異議及び苦情の取り扱い

本学会の認定審査を受けた申請機関は、本学会の登録または維持の可否決定並びにそれに至るまでの審査行為について異議がある場合には、文書で異議または苦情の申し立てができます。

2 - 5 認定登録の有効期間

認定された日から5年間とします。ただし、更新の要求があった場合には、再審査の上、再度認定を致します。

なお、既にカテゴリ の訓練機関として認定されている法人(団体)の訓練機関としての有効期間は、カテゴリ が認定された日から5年間となります。

2 - 6 認定登録された研修機関のサーベイランス及び更新認定審査

認定終了後お知らせします。

2 - 7 サーベイランス及び更新認定審査の手順

認定終了後お知らせします。

2 - 8 認定の取り消し

認定後、訓練機関が添付1 - 5 「訓練機関および訓練課程に関する要求事項」の倫理規定に著しくもともと看做された場合は認定を取り消すことがあります。

3. 訓練機関および訓練課程に関する要求事項

添付資料 1-4 「ISO 18436-4 : 訓練および認証に関する要求事項」、および、添付資料1-5 「ISO 18436-3 : 訓練機関および訓練課程に関する要求事項」を参照ください。

4. 応募にかかわる費用

4 1 訓練機関認定審査費料

審査申請と同時に40万円/事業所を4-4に記載する日本機械学会口座に払い込みください。

なお、既にカテゴリの訓練機関として認定されている法人(団体)は、訓練施設などの立会いに係わる実費が発生した場合を除き、審査料は無償です。

4 2 訓練機関認定および登録料

認定通知受領後1週間以内に50万円/事業所を4-4に記載する日本機械学会口座に払い込みください。

(注) 認定が2012年4月1日付けとなりますので、認定登録料、年会費は来期2012年度に支払をお願いすることになります。

なお、既にカテゴリの訓練機関として認定されている法人(団体)は、認定登録料は無償です。また、年会費は、認定されたカテゴリの数にかかわらず、4-3に記載するとおりです。

4 - 3 その他の費用

- | | |
|--------------|------|
| 1) 訓練機関年会費 | 30万円 |
| 2) 訓練機関認定更新料 | 40万円 |

4 - 4 払い込み口座名 ほか

銀行名・支店名：東京三菱UFJ銀行・新宿中央支店

口座名：一般社団法人日本機械学会

口座種別：当座預金

口座番号：5284916

支払いの詳細は後日 事務局よりお知らせいたします

5. 申請書類

添付資料 1 - 1 の「訓練機関申請書」と添付資料 1 - 2 「教官申請書とチェックリスト」と添付資料 1 - 2 (2) 「カテゴリ 教官申請書とチェックリスト」を添付資料 1 - 3 「訓練機関申請書類の記入要領」にもとづき、各 3 部(正 1、副 2) 作成ください。なお、訓練機関および教官申請関係書類は以下の構成となっています。

5 - 1 ISO18436-4 準拠 機械状態監視診断技術者(トライボロジー) 訓練機関認定申請書

5 - 2 訓練機関運営概要申請書類

- (1) 訓練機関(Training body)の実施体制および管理体制
- (2) 使用する訓練教材
- (3) 教官
- (4) カリキュラム
- (5) 修了試験の実施方法
- (6) 修了証明書の体裁
- (7) ファイル保管体制
- (8) 訓練センタ - (Training center)の概要
- (9) 技術委員会(Technical committee)の概要

5 - 3 教官申請書とチェックリスト

- (1) ISO18436-4 準拠 機械状態監視診断技術者(トライボロジー) カテゴリ 教官申請書
- (2) ISO18436-4 準拠 機械状態監視診断技術者(トライボロジー) 教官候補者経歴書
- (3) ISO18436-4 準拠 機械状態監視診断者(トライボロジー) 訓練機関教官チェックリスト
(潤滑剤の開発・分析・診断に関連する実務経験に関しては実績レポートを提出)

以上